

平成19年度 入札・契約の適正化に係る追加評価

日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）

| 評価項目 | 評価結果 | 備考（実績等） | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|---|--|------|------|---------|-------------|-------------|-------|-------------|-------------|
| I 契約に係る規程類、体制の整備状況等に係る評価 | | | | | | | | | | | |
| 1 | 契約方式、契約事務手続、公表事項等契約に係る規程類の適正性についての評価 | ・契約方式、契約事務手続、公表事項等が規定された契約に係る規程類が適切に整備されている。 | | | | | | | | | |
| 2 | 契約の適正実施確保のための取組（※1）についての評価 | ・契約事務に係る執行体制については、契約業務の適正化及び一元管理の推進が図られており、契約の適正実施確保の上で適切なものである。 ・内部審査体制については、契約分科会や調達委員会など適切な体制が整備され、競争性や透明性の確保の観点から有効に機能していると評価できる。 ・監事監査については、これらの体制の整備状況を踏まえた上で、契約内容・入札状況の確認などの契約の適正実施の視点からの監査も行われており、適切なものであると評価できる。 | | | | | | | | | |
| 3 | 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況についての評価 | （項目別評価p1 実績欄） ※平成19年度より随意契約から一般競争入札へ移行 ・自動車運行業務 ・施設警備業務 ・受付・電話交換業務 ※契約状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・一般競争契約</td> <td>30.3% (10件)</td> <td>39.3% (11件)</td> </tr> <tr> <td>・随意契約</td> <td>69.7% (23件)</td> <td>60.7% (17件)</td> </tr> </tbody> </table> | | 18年度 | 19年度 | ・一般競争契約 | 30.3% (10件) | 39.3% (11件) | ・随意契約 | 69.7% (23件) | 60.7% (17件) |
| | 18年度 | 19年度 | | | | | | | | | |
| ・一般競争契約 | 30.3% (10件) | 39.3% (11件) | | | | | | | | | |
| ・随意契約 | 69.7% (23件) | 60.7% (17件) | | | | | | | | | |
| II 個々の契約に係る評価 | | | | | | | | | | | |
| | 監事による個々の契約のチェックプロセスや第三者によるチェックプロセスを把握した上で行う、契約における競争性・透明性の確保の観点からの、特定の契約（※2）に対する監事等によるチェックプロセスについての評価 | ・監事によるチェックプロセスは適切なものであると評価できる。 ・第三者による審査については、対象案件が少ないことから文部科学省の入札監視委員会に審議を依頼する仕組みを利用しており、チェックプロセスとして適切なものであると評価できる。 ・応札者が1者だけの契約については、毎月実施の会計監査において1者入札である理由や契約内容等について監査が行われ、当該プロセスに則って適切に行われていると評価できる。 | | | | | | | | | |

※ 斜体部分はすでに提出している評価書に記載している事項

※1 契約事務の適正実施確保のためにとられている措置や体制（内部審査体制、外部審査体制、監事監査等）についての評価を記載（措置や体制がとられていない場合はその必要性について評価）

※2 関連公益法人との随意契約及び落札率が95%以上の契約（予定価格を公表していない場合は応札者が1者だけの契約）（500万円以上）を対象とする。500万円以上を対象としたときに該当する契約件数が多い場合は、契約金額上位30件程度が入る金額で下限を定める。